

犬を飼うためのルールを守りましょう！

町内にて、犬の散歩マナーについての苦情が出ています。



やめよう犬の放し飼い！

犬の飼い主には係留義務(脱走しない環境で飼う)があります。犬が苦手な人にとって、繋がれていない犬は恐ろしい存在になります。咬傷事故のほとんどが飼い犬によるものです。

周辺環境に配慮しよう！フンの持ち帰り

公園道路などの公共の場所や他人の土地・建物などを糞で汚したり、異常な鳴き声・悪臭等により、近隣に迷惑をかけないようにして下さい。放置された糞は、ニオイ等で迷惑をかける場合もあります。犬の糞を持って帰るのは飼い主の義務です。



犬の登録と狂犬病予防注射



犬の飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射の接種(年1回)が義務付けられています。また、交付された鑑札と予防済票は必ず犬につける事が法律で義務付けられています。

・犬の放し飼いは、福井県動物の愛護および管理に関する条例第9条違反です。違反者は、同条例21条の規定により、3万円以下の罰金又は科料に処せられます。

また、飼い犬・飼い猫のふん尿を放置し、周辺の環境を汚して迷惑をかけた場合についても、条例違反により罰則が適応される場合があります。

・犬の未登録・狂犬病予防注射の未接種は、狂犬病予防法第4条、第5条違反です。また鑑札を犬に付けなかった者、又は犬に狂犬病予防注射を受けさせず、注射済票を付けなかった者は、二十万円以下の罰金に処せられます。

配布元:(一社)ふくい動物愛護管理支援センター協会[福井県動物愛護管理業務受託事業者]
問合せ:福井市徳尾町 18-1-1 福井県動物管理指導センター内

0776-38-2212